

医療扶助実態統計

1 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(3) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。

(4) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。

2 用語の解説

件数	1 か月ごとに提出される明細書 1 枚を 1 件としている。外来患者が当月中に入院した場合は、入院外で 1 件、入院で 1 件となり、それぞれ 1 件ずつ計上している。
日数	入院では当月中の入院日数のことであり、入院外では当月中の外来、往診等で医師の診療を受けた実日数のことであって、傷病の始期から転帰までの日数ではない。
決定点数	診療報酬点数表、診断群分類点数表及び調剤報酬点数表に定められている点数で、1 点を 10 円とするものである。
病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
	一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
	歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

薬局調剤	健康保険法等に基づく療養の給付の一環として、医療機関の保険医が患者に交付した処方せんに基づき、保険薬局において保険薬剤師が行う調剤業務をいう。
受付回数	保険薬局で当月中に処方せんを受け付けた回数をいう。
後発医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）をいう。